

## 徳島県情報公開審査会答申第65号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開としたもののうち、別表2の「公開をするべき部分」欄に掲げる情報については公開をするべきであるが、その余の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成20年4月11日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、以下の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

1. 「土地改良区の書簿の閲覧問題について（H18.6.9）」徳島県農山村整備課が情報公開した資料
2. 「土地改良区問題、現在まで詳細経緯（H18.6.1現在）」

#### 2 実施機関の決定

平成20年4月25日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「土地改良区の書簿の閲覧問題について（H18/6/9）」（以下「本件公文書甲」という。）及び「土地改良区問題・現在までの詳細経緯（H18/6/1現在）」（以下「本件公文書乙」という。）（以下これらを併せて「本件公文書」という。）と特定し、別表1の「非公開とした部分」欄に掲げる情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

平成20年5月8日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成20年6月16日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり、速やかな開示を求める、というものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

(1) 本件処分は、あきらかに不作為である。

この度と同じ案件内容で、異議申立てを行った結果、行政不服審査法第47条第3項の規定に基づき、申立てを認容し、公開決定を行った経緯があり、本件処分は不当である。

実施機関は、土地改良区を指導監督する立場でありながら、それら指導内容を隠す行為は、特定の法人及び個人を優遇していると思われ、未だ何かあるのかと誤解を思わすものであり、許されるものではない。

(2) 条例第8条第1号（個人に関する情報）の該当性について

実施機関は、報道された事実を認めながら、今更その部分に係る個人の氏名を非公開とするのはおかしい。

また、実施機関は、「県においてその事実の真偽につき確認したものではなく仄間に属するものである」と説明しているが、県議会控室で、議員及び実施機関の職員の立会いのもと、土地改良区（以下「本件改良区」という。）理事長、事務局長及び組合員が、過去に行った請願書類等に係る内容を前提に発言したものであり、明らかに虚偽の説明である。

(3) 条例第8条第2号（法人に関する情報）の該当性について

実施機関は、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と説明しているが、本件改良区組合員及び組合員家族の正当な利益を害するおそれがあると思われる。

(4) 条例第8条第3号（審議、検討又は協議に関する情報）の該当性について

実施機関は、内部協議資料として作成したものと説明しているが、そもそも本件公文書は、本件改良区の不正運営に対して、監督官庁である実施機関に対し、土地改良法第132条に基づく特別検査請求及び本件改良区組合員家族による請願の代表者として指導を求めたことに関連する文書であり、上記のような請求及び請願から導かれた回答内容である以上、その内容が正しいか、法令遵守の立場から公にする必要がある。

また、実施機関は、検査結果の情報について、被検査者自体も知らない検討段階の検査結果情報が公となると、徒に県民の間に混乱を招くと説明しているが、本件改良区組合員の検査請求に基づいて行われた検査でありながら、その検査内容を非公開とするのは、検査請求を行った本件改良区組合員及び組合員家族並びに県民の信頼を裏切る行為である。

- (5) 条例第8条第4号(事務又は事業の遂行に関する情報)の該当性について  
実施機関は、「実際に検査を行った検査手法が書かれているが、これらを公にすると、検査のポイントが被検査者に知られることとなり、検査事務において正確な事実の把握を困難にし、又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがある」と説明しているが、仮に、実施機関の検査が適正に行われているのであればそうかも知れないが、そうした検査手法で定期検査を実施していながら、なぜ頻繁に不祥事が生じるのか問いたい。  
また、平成19年10月3日の国と県との合同検査では、検査ポイント内容は情報公開されている。
- (6) 実施機関は、土地改良区を管理する者でありながら、定期検査を実施していない。このようなあり様では、到底情報公開や法令遵守は絵に描いた餅であり、当審査会に現状を確認していただき、是正を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

##### 1 条例第8条第1号の該当性について

- (1) 本件処分により非公開とされた部分のうち、個人の氏名に関しては、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであるので、本号に該当すると判断した。  
ただし、その中でも県議会議員が議員の公的活動として行った行為についての当該議員名及び個人が自らマスコミを招いて行った公開質問であって、その後当該個人名が報道されたことが確認できたものについての当該個人名は公開した。
- (2) 特定の個人に関する過去の申請、申入れ等の状況、特定の個人の営農状況又は言動に関する事項であって、他の第三者からの聞き取りにより把握した事項については、上記(1)により個人名を非公開としても、当該公文書の他の部分から容易に個人が特定されるだけでなく、仮に特定され難いとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあり、本号に該当すると判断した。  
また、上記特定の個人に関する情報は、別の個人からの聞き取りや文書により得たものであり、県においてその事実の真偽につき確認していない仄間に属するものであるだけでなく、当該情報を提供した発言者も公にされることを前提に発言等をしたものであるとは必ずしも判断できない点があり、しかもその内容も他者の信用を傷つける可能性のある内容であることから、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると判断した。

## 2 条例第8条第2号の該当性について

本件公文書には、特定の個人の意見が記載されているが、その中には特定の個人に関する情報だけではなく、特定の法人等に関する情報も含まれている。

これらの情報も、県が事実確認をし、公文書で指導した内容以外は、その真偽が定かではない仄間に属するものであり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、本号に該当すると判断した。

## 3 条例第8条第3号の該当性について

- (1) 本件公文書は、もともと実施機関内部において、情報と認識を共有するために作成された内部協議資料である。一般に内部協議資料には、今後の行政のかなり具体的な方針や、現時点で把握している未確認のものも含む事実が記載されているのみならず、関係各社の公式あるいは非公式な意見や心情と、それらに対する評価など、協議や検討に資すると思われる様々な事項が記載されているものであり、本件公文書も例外ではない。

そして、内部協議段階においては、忌憚のない意見の交換が不可欠であり、そのような意見及びそれに資するための資料がすべからず公にされるということになれば、全く内部協議資料たる意味がなくなり、意思決定の硬直化を招くものである。

しかも、意思形成中の情報は未成熟なものであるばかりでなく、そもそも外部に公開することを前提としていない項目も多く含まれているものであり、そのまま公開したのでは、県民の誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせるおそれがあるのみならず、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれもあり、本号に該当すると判断した。

- (2) 本件公文書乙には、別紙として、本件公文書作成時点から更に2年ほど前に作成された「平成16年度の検査結果表」が添付されている。

そこには「結果(案)」欄が設けられているが、そこに記載された内容は、本件改良区に対して行われた検査の結果について、実施機関において分析、検討するための情報であり、あくまで内部検討段階の情報である。

したがって、この内容がそのまま本件改良区に対する検査結果通知に記載されるものでもなく、このような被検査者自体も知らない検討段階の検査結果情報が公になることは、検査者と被検査者との信頼関係に基づき行われる行政機関の指導、検査事務の遂行に大きな影響を与えるものであり、同時に、未整理、未検討の成熟していない検査結果情報が公にされることは、徒に県民の間に混乱を招くものであるため、本号に該当すると判断した。

## 4 条例第8条第4号の該当性について

- (1) 本件公文書には、対立する双方の関係者から得た意見や情報が記載されているが、これらの情報は、一般に、実施機関に対してのみ意見表明や情報提供を行ったもの

であり、公になり、あるいは相手方に了知されることを望んでいるものではない。

したがって、これらが徒に公にされると、情報提供者との信頼関係が壊れ、実施機関の今後の情報収集や関係者との忌憚のない意見交換などに重大な支障を生じることが明らかであり、本号に該当すると判断した。

(2) 本件公文書には、本件公文書作成時点における実施機関の本件改良区に対する今後の指導監督の具体的方針や予定案が記載されている。これらは約2年前のものであり、その後の事情変更のため、現在では再検討が必要であるが、現時点で当時の方針が明らかとなることは、今後の実施機関の判断への足かせとなることは明らかであり、監査、取締り事務に支障があるため、本号に該当すると判断した。

(3) 本件公文書乙には、別紙として、本件公文書作成時点から更に2年ほど前に作成された「平成16年度の検査結果表」が添付されている。

そこには、「実際の検査を行った事項」欄があるが、当該箇所には実際に検査を行った検査手法が記載されている。

かかる検査手法の情報を公にすると、検査のポイントが被検査者に知られることとなり、検査事務において正確な事実の把握を困難にし、又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするそれがあり、本号に該当すると判断した。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、平成16年頃から始まった本件改良区とその組合員との間における本件改良区の書類の閲覧を原因とする対立問題（以下「書簿閲覧問題」という。）に関して、それ以前の本件改良区の運営上の諸問題も含め、関係行政機関の担当者間において共通の認識を持つことを目的に、必要に応じて加筆訂正を加えながら作成された文書である。

よって、本件公文書は、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している公文書である。

以下、本件処分で非公開とされた情報について、条例第8条各号該当性を検証する。

なお、複数号に該当することを理由に非公開とした情報については、それらのうちの一に該当すると認めた場合、その余の該当性は検証しないこととする。

### 2 条例第8条各号について

(1) 条例第8条第1号について

本号の趣旨は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開

情報として定めたものである。

いわゆるプライバシーの概念及びその範囲については、具体的に明確に示すことが困難であり、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も非公開情報に含まれてしまうことから、このような事態をできる限り避けるため、非公開情報から除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」を、ただし書の中に列記している。

ここで、「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」の意味する範囲は、当該情報に係る個人が誰であることを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

また、個人が識別される代表的な情報は氏名、生年月日であるが、氏名以外の記述で、単独では必ずしも特定の個人が識別されとはいえないものであっても、他の情報が組み合わせられることにより特定の個人が識別され得ることとなる場合があることに留意する必要がある。

この場合の「他の情報」としては、公知の情報や公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれることはもとより、仮に近親者や利害関係人であれば知り得るような情報もこれに含まれる。

## (2) 条例第 8 条第 2 号について

本号の趣旨は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

ただし、第 8 条第 1 号ただし書口と同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益を比較考量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報は本号の非公開情報から除かれるものである。

ここにいう「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。さらに、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるも

のを広く含むものであり、例として、生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの、経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものなどが考えられる。

なお、「おそれ」の有無の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断しなければならない。

(3) 条例第8条第3号について

本号は、県をはじめとする行政機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定がなされるようにする観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

ここにいう「不当に」の程度は、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公開による公益性を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない程度であることをいうものと解する。

また、行政としての意思決定が終了した後は、一般的には、検討に係る情報を公開しても当該意思決定そのものに影響が及ぶことはないと考えられるが、当該意思決定が重層的、連続的な一連の意思決定の一部であるような場合、全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうか、当該意思決定がなされた後でも、その過程を公にすることにより、今後予定される同種の意思決定の中立性や率直な意見交換が阻害されるおそれがあるかどうか、当該意思決定が終了しているかどうかにかかわらず、請求があった時点において、当該意思決定に係る情報を公にすることにより、「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるかどうかなどの要素も考慮すべきである。

(4) 条例第8条第4号について

本号は、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、非公開とすべき事項をすべて網羅することはできないので、事務事業の内容・性質に着目した上でグループ分けをし、そのグループごとに典型的な支障を例示としていないしホに列挙したものである。

したがって、本号により非公開となる情報はこれらに限定されるものではなく、これら以外にも請求対象となった事務又は事業の性質上、公にすることによりその適性な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものがあれば、広く本号の対象となる。

ここで、「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らし、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業の性質に照らし客観的に判断することが必要である。

そして、本号に該当する「支障を及ぼすおそれ」は、条例第8条第2号の「おそれ」とは異なり、当事者としてその程度を判断できるのであるから、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解する。

### 3 検査等に関する情報について

本件公文書には、土地改良法第132条又は第133条の規定に基づき実施された検査に関する情報が記載されているため、当該情報の取扱いに関する基本的な考え方を検証する。

#### (1) 情報の分類について

一般に、行政庁（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人等又は公社をいう。以下同じ。）は、法令の規定に基づき、法人等又は他の行政庁に対し、特定の事業活動等について、当該事業活動等の適正な遂行を確保せしめるため、報告書を徴し、あるいは実地にその遂行状況を確認し、法令等に定める遵守事項の遵守状況について問題があると認められる点について、通知するなどしてその是正や改善等を求める指導、調査、監査、監督、検査その他のこれらに類する名称の事務（以下「検査等」という。）を行っている。

ここで、検査等を行う行政庁を「検査者」、検査等を受ける法人等又は他の行政庁を「被検査者」、検査等の対象となる特定の事業活動を「検査等対象事業」と呼ぶこととする。

そして、検査等に関する情報（以下「検査等情報」という。）は、大別すると、2種類の情報に分類できる。

一方は、検査等の方針、計画、遂行上の着眼点、具体的実施方法、遂行時において確認すべき具体的項目、行政庁内部における協議内容など、検査者において、検査等を適正かつ効率的に実施するために蓄積された科学的・経験則的技術に関する情報（以下「検査等手法情報」という。）である。

他方は、被検査者について、実際に行われた検査等により判明した検査等対象事

業の活動実施状況に関する情報並びにこれに対して検査者が被検査者に通知するなどした情報及び被検査者が検査者に対して是正・改善状況等について報告するなどした情報（以下「検査等結果情報」という。）である。

(2) 検査等手法情報について

ア 条例第 8 条第 2 号該当性について

検査等手法情報は、基本的には検査者である行政庁の内部情報である。  
したがって、特段の事情のない限り、本号に該当しない。

イ 条例第 8 条第 3 号該当性について

(ア) 検査等実施前について

そもそも法令が検査等の規定を置いた趣旨は、検査等を通じて検査等対象事業の適正化を確保し、もって、検査等対象事業を取り巻く社会秩序の維持を図る点にあると解される。

そして、検査等の存在意義は、検査等に基づく現実の指導等による改善のみならず、定期又は不定期に検査者による検査等が行われることの心理的圧力により、被検査者の自主的な是正・改善や法令遵守を促す点にあると解される。

もっとも、かかる趣旨は、検査者の中立性が確保されてはじめて全うされ得るものであるところ、検査等の中立性確保には、検査者の自主的自律的努力といった内部的要素のみならず、一般県民など検査者以外の者による監視という外部的要素もまた重要ということができ、検査等情報の透明性を確保することにより得られる公益の度合いは、相当程度高いものといえる。

ただ、他の事務と同様に、検査等も人的・時間的制約のある中で実施されるものである以上、その事務遂行能力にも物理的限界があり、現実には、一の検査等において、常に確認を要する事項の全てを網羅的に確認するとは限らず、重点項目などと称し、あらかじめ一定の対象に比重を置き、その部分に事務遂行能力を集中させる方法により検査等を行っていることが多い。

検査等手法情報とは、まさに、この比重を置く対象を明らかにすることとなる情報ということができるが、検査者たる行政機関内部又は関係行政機関相互間における率直な意見交換のもと、被検査者に対する一定の評価を含めながら情報が形成されていくことが通常である。

そうすると、検査等実施前に、当該検査等にかかる検査等手法情報が公にされるとなると、あらかじめ下している被検査者に対する評価の内容や自らの意見が被検査者や社会一般に与える影響等を憂慮し、検査者たる実施機関において、率直な意見交換を躊躇する事態の生じることが予想される。

よって、検査等実施前における当該検査等にかかる検査等手法情報を公にすることは、行政機関の内部又は相互間における率直な意見の交換を不当に損なうおそれがあり、公にすることにより得られる上記利益を考慮してもなお、被

る不利益の度合いは見過ごし難いものであり、特段の事情のない限り本号に該当すると解すべきである。

(イ) 検査等実施後について

検査等実施後においては、当該検査等にかかる手法について意見交換を行う必要性は乏しく、基本的にはその保護の必要性も少ない。

ただ、検査等実施後には常に検査等手法情報が公にされることとなると、今後の同種の検査等の実施にあたり、将来において公にされることを危惧し、率直な意見交換を躊躇するような事態が生じることも予想される。

そこで、検査等実施後においては、今後の同種の検査等にかかる率直な意見交換が不当に損なわれるなどの特段の事情のない限り、本号に該当しないものと解すべきである。

ウ 条例第8条第4号該当性について

(ア) 検査等実施前について

上記イ(ア)で述べたとおり、検査等手法情報とは、事務遂行能力の比重を置く対象を明らかにする情報ということができるが、被検査者にとっては、検査者がどの事項の確認に比重を置いているか知る由もないため、結果としては、網羅的な法令遵守をすべき心理的圧力が働くこととなる。

ところが、仮に検査等手法情報が公にされた場合、被検査者としては、検査者が重点的に確認するであろう範囲を予測し、当該範囲についてのみ重点的に法令遵守を行うなどの検査等対策を施すことが可能となるため、その余の範囲における法令遵守の懈怠を誘発し、又は違法若しくは不当な行為を容易せしめるおそれが生じることとなる。

そうすると、検査者としては、一の検査等において、常に確認を要する事項の全てを網羅的に確認すべき必要性が生じることとなるが、上記イ(ア)でも述べたとおり、現実にはそのような検査等を常に実施するのは困難なことが多い。

このことから、検査等手法情報を公にすることにより、検査等の遂行に支障を及ぼす蓋然性があると認められる。

もっとも、問題となっている検査等手法情報が周知の事実である場合、当該情報を公開するか否かにかかわらず、被検査者は、上記に示すような検査等対策を講じることが可能なのであるから、検査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは既に生じているということができる。

とすると、当該情報を公にすることにより、新たに上記おそれを生じさせるものではない。

また、問題となっている検査等手法情報が、既に公にされている情報から社会通念上容易に推測しうると認められる場合、被検査者は、当該推測の範囲で上記に示すような検査等対策を講じることが可能なのであるから、この場合も

上記おそれは既に一定程度生じているということができる。

とすると、当該情報を公にすることにより、新たに生じる上記おそのの程度は相当程度低いものであり、検査等の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性があるとまでは認められない。

さらに、問題となっている検査等手法情報が、その性質、内容等から見て、公にしても、被検査者において、検査者による正確な事実の把握を困難ならしめる程度の検査等対策を講じ、若しくは違法又は不当な行為を容易ならしめ得ないことが社会通念上明白である場合、これを公にしても、検査等の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性はないと認められる。

そこで、検査等実施前については、このような特段の事情のない限り、検査等手法情報は本号に該当するものと解するべきである。

#### (イ) 検査等実施後について

一の検査等が終了した後に、当該検査等の被検査者において、当該検査等にかかる対策を講じるということは、無意味なものである。

しかし、一の検査等における検査等手法情報が、以後の同種の検査等において全く無意味な情報となるとは通常想定され難いものである。

むしろ、これと同じ検査等手法を用いるか、あるいは他の複数の検査等手法とを組み合わせることで一定の類型化が図られていることが多い。

また、一の検査等において用いた検査等手法が、過去の検査等において用いられていない新たなものであったとしても、今後もその手法を用い、若しくは類型化の一要素とするか否かは、今後の検査等対象事業の実施状況や社会的要請等諸般の事情を考慮しつつ、流動的に検討されていくものである。

よって、当該検査等の実施時においては、検査者でもなお、その判断をなし得ないものといえる。

そうすると、一の検査等における検査等手法情報を公にすることにより、以後実施される同種の検査等において、被検査者による検査等対策が講じられるなど、検査等の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性があると認められる。

したがって、検査等実施後についても、上記(ア)に示す特段の事情のない限り、本号に該当するものと解する。

#### (3) 検査等結果情報について

##### ア 条例第8条第2号該当性について

(ア) 検査等結果情報は、その内容によっては被検査者である法人等の社会的信用や社会的評価を低下させるおそれのあることも予想され、かかる場合には、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められるとも考えられる。

しかし、上記(2)イ(ア)で述べた検査等規定を置いた法令の趣旨に鑑みれば、

被検査者である法人等には、検査等対象事業を取り巻く社会秩序の維持に資する法令遵守の態度が強く求められるものである。

そこで、被検査者である法人等は、検査等結果情報の取扱いについて、検査者がこれを公にすることにつき、一般的な内部管理情報に比して、より高度の受忍義務を負うものと解するべきである。

- (イ) ところで、土地改良区とは、農業用排水施設の新設などの土地改良事業の施行を目的として、都道府県知事の認可を受けて設立された法人であり（土地改良法第2条、第5条、第13条、第15条）、設立された土地改良区の参加資格者は、組合員として当然に加入することとされている（同法第3条、第11条）。

また、土地改良区は、土地改良事業に要する経費に充てるため、その事業により利益を受ける組合員から賦課金等を徴収することができ、組合員が賦課金等を滞納した場合、一定の手続きのもと、市町村が、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することとなる（同法第36条ないし第39条）。

さらに、土地改良区の組合員に対する経費の賦課などの一定の行為については、行政不服審査法が適用され（同法第46条）、土地改良区の役員及び総代に関しては、公選制度（同法第18条、第23条）やりコール制度（同法第24条、第29条の2）が設けられており、罰則中には、賄賂の罪が置かれている（同法第140条、第141条）。

これら一連の規定は、すべて土地改良区の団体としての特殊性、公共性、公益性を考慮したものと解されるが、さらに同法は、農林水産大臣及び都道府県知事に対し、報告の徴収及び検査の権限を付与し（同法第132条、第133条）、土地改良区に対しては、当該検査への協力を罰則により強制している（同法第138条第3項・第4項）。その趣旨は、検査を通じて土地改良区の適正運営と土地改良事業の適正執行を確保することにより、組合員等関係者の権利利益を保護し、もって、土地改良区及び土地改良事業を取り巻く社会秩序の維持を図る点にあると解される。

加えて、同法が、農林水産大臣及び都道府県知事に対し、法令等違反行為に対する措置命令権限、措置命令違反に対する役員改選命令権限、役員改選命令違反に対する役員解任権限を付与し（同法第134条）、土地改良区の解散命令権限をも付与（同法第135条）していることに鑑みれば、土地改良区には特に強い法令遵守の態度が求められるものであり、同法第132条又は第133条に基づく検査にかかる検査等結果情報の取扱いについても、検査者が公にすることにつき、一般的な内部管理情報に比して、極めて高度の受忍義務を負うものと解するべきである。

また、土地改良区の地区内で行う土地改良事業は、当該土地改良区に専属する事業であり（同法第5条、第15条。なお、第85条、第87条の2。）、基

本的に自由競争原理の枠外である。

- (ウ) 以上のことから，土地改良区の検査等結果情報は，他の法人等との取引に関する情報を除き，公にすることにより，当該土地改良区が行う土地改良事業の遂行に著しい支障を及ぼす蓋然性が認められない限り，本号本文に該当しないものと解する。

イ 条例第 8 条第 3 号該当性について

(ア) 検査等結果情報通知前について

この点，検査等結果情報は，被検査者に通知されるまではその内容が変更される可能性がある以上，それまでの間は依然未成熟な情報というべきである。

また，検査者たる行政機関における決裁権を有する者の決裁が終了するなどし，もはやその内容に変更の余地がない程度に成熟している場合であっても，被検査者に通知されるよりも以前に他の第三者が当該検査等結果情報を入手することにより，検査等対象事業を実施するにつき，被検査者に先んじて必要な措置を講じることが可能となり，当該第三者に不当に利益を与え又は被検査者に不当に不利益を及ぼす事態が生じることとも予想される。

したがって，検査等結果情報が被検査者に通知されるまでの間は，公にすることにより，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれが認められる場合があり，かかる場合には本号に該当するとも考えられる。

(イ) 検査等結果情報通知後について

既に検査等結果情報が被検査者に通知された後は，内容が未成熟ということではなく，また，被検査者以外の第三者が先に示したような措置を講じるおそれもない。

そうすると，検査等結果情報が検査者により既に被検査者に通知された後は，検査等結果情報を公にしても，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって，被検査者が行政機関であって，かつ，被検査者の検査等に対する協力義務につき明文の規定がないなど，検査等結果情報の公開に起因して，行政機関相互における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるといった特段の事情のない限り，本号に該当しないものと解するべきである。

ウ 条例第 8 条第 4 号該当性について

(ア) 一般的な検査等結果情報について

検査等結果情報が常に公開されることとなると，被検査者が，検査等結果情

報の公開を危惧し、検査等に対して積極的に協力することを躊躇し、結果として、検査者による正確な事実の把握を困難にすることも考えられる。

ただ、上記(2)イ(ア)でも述べたとおり、検査等の中立性確保には検査者以外の者による監視という外部的要素が重要であり、検査等結果情報については、より透明性が確保されるべきである。

また、法令上、行政庁による検査等に協力すべき義務が被検査者に課せられている場合、検査等結果情報を公開しても、今後の検査等において被検査者の積極的な協力が得られなくなるとは、直ちには想定し難い。

そこで、検査等に対する被検査者の協力義務につき明文の規定がないなど、検査等結果情報の公開に起因して、検査者による正確な事実の把握を困難にする蓋然性が認められるといった特段の事情のない限り、検査等結果情報は本号に該当しないものと解する。

また、問題となる検査等結果情報の記載された公文書が、実際に被検査者に通知された公文書とは異なるものであったとしても、結論において同じ内容であれば上記と同様の取扱いとするべきであり、仮に結論の異なる情報が記載されている場合であっても、こと正確な事実の把握を困難にする蓋然性の有無の判断において結論に影響する要素とは原則として認められないため、当該部分が検査等手法情報として非公開とするべき情報に該当するといった特段の事情のない限り、やはり同様の取扱いとするべきである。

#### (イ) 土地改良法に基づく検査の検査等結果情報について

そもそも土地改良区の構成員には、同法第132条又は133条の規定に基づき都道府県知事が行う検査に対する協力が罰則により義務づけられており(同法第138条第3項・第4項)、それだけに留まらず、土地改良区の法令遵守を確保するため措置命令などの権限が都道府県知事に付与されている(同法第134条、第135条)。

そうすると、検査等結果情報を公開したことにより、実際に土地改良区が以後の検査に協力しなかったとしても、都道府県知事としては、これを是正すべき措置命令をし、当該命令に従わない場合には、役員の改選・解任命令をし、あるいは当該土地改良区の解散命令をするなど、当該土地改良区の非協力行為に対する対抗措置をとることができ、最終的には正確な事実の把握を容易ならしめることも十分可能といえる。

とすれば、土地改良区に係る検査等結果情報については、検査等結果情報の公開に起因して、検査者による正確な事実の把握を困難にする蓋然性があるとまでは認められず、その他の特段の事情がない限り、原則として本号に該当しないものと解するべきである。

#### (4) 本件事案における検査等情報の条例第8条各号の該当性については、以上の検査

等情報に関する基本的な考え方を踏まえて判断していくこととする。

#### 4 条例第8条第1号の該当性について

- (1) 別表1中、番号「2」、「4」、「6」、「15」、「18」、「20」ないし「24」、「27」、「28」、「32」及び「34」について

当該情報は、いずれも個人の氏名であり、氏名は特定の個人を識別できる情報であることから、本号本文に該当する。

また、当該情報を何人にも公にする法令上の根拠も慣行もないため、本号ただし書きイに該当せず、さらに、口及びハのいずれにも該当しない。

この点、異議申立人は、「報道された事実を認めながら、今更その部分に係る個人の氏名を非公開とするのはおかしい。」と主張する。

しかし、上記第3 1(1)に示すように、実施機関は、報道により公にされたことが確認された部分については既に公開している。

当審査会がインカメラ審理により見分したところ、実施機関の説明に合理的疑いを挟み得るような事実は見いだせなかった。

したがって、上記異議申立人の主張をもって、本号ただし書きイに該当するとは認められず、異議申立人の主張は採用できない。

- (2) 別表1中、番号「5」、「7」及び「26」について

当該情報は、いずれも個人の具体的な行為が、その氏名とともに記載されているものである。

確かに、氏名の部分を非公開とすれば、その余の部分のみで特定の個人を識別することはできないとも考えられる。

しかし、当審査会がインカメラ審理により当該情報を見分したところ、本件公文書から得られる情報及び書簿閲覧問題当事者の近親者や利害関係人であれば入手し得る情報と照合することにより、なお、特定の個人を識別することができるものと認められた。

したがって、当該情報は、本号本文に該当する。

また、本号ただし書きイ、口及びハのいずれにも該当しない。

- (3) 別表1中、番号「14」について

当該情報は、特定の個人の行為等について記載されているものである。

この点、当審査会がインカメラ審理により本件情報を見分したところ、本件情報単独では特定の個人を識別することはできないが、書簿閲覧問題当事者の近親者や利害関係人であれば入手し得る情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められた。

したがって、本件情報は、本号本文に該当する。

また、本号ただし書きイ、口及びハのいずれにも該当しない。

(4) 別表1中，番号「33」について

当該情報は，平成18年2月15日付けで県になされた，本件改良区に対する検査の実施を求める陳情の具体的な内容である。

当該情報単独では特定の個人を識別することはできない。しかし，当審査会が確認したところ，当該検査陳情は，相当多数人の署名を得て行われたものであった。

そうすると，少なくとも当該検査陳情に署名した者であれば入手し得る情報と照合することにより，検査陳情書面を提出した特定の個人を識別することができると認められる。

したがって，当該情報は，本号本文に該当する。

また，本号ただし書きイ，ロ及びハのいずれにも該当しない。

(5) 以上により，上記(1)，(2)，(3)及び(4)に掲げる情報について，本号に該当する  
とした実施機関の判断は妥当である。

## 5 条例第8条第2号の該当性について

(1) 別表1中，番号「3」について

当該情報について，実施機関は，本件改良区の具体的な対応を記載しているものであるが，実施機関において真偽につき確認したものではなく，仄聞に属する情報であると説明する。

当審査会がインカメラ審理により内容を見分したところ，実施機関の説明のとおりと認められるものであることが確認され，公にすることにより，本件改良区の社会的評価を低下させるなど，その権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められた。

したがって，当該情報は，本号本文に該当する。

また，本号ただし書を適用すべき必要性はない。

以上により，当該情報が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(2) 別表1中，番号「8」ないし「11」，「13」，「19」及び「25」について

当該情報は，本件公文書甲において，本件改良区の主張として記載されているものであり，いずれも書簿閲覧問題に関する本件改良区の率直な見解が記載されている。

当該情報は，対立関係の当事者である本件改良区から，監督機関である実施機関に対し，実施機関との信頼関係のもとに任意に提供された情報であり，本来，対立関係の相手方はもとより，外部の者には公にせず，また，公にされることを予定していない情報である。

このことから，当該情報は，本件改良区の内部限りにおいて管理し，開示する相手方を限定する利益を有する情報ということができ，本件改良区的意思に関わらず

公にすることは、本件改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ただし、当該情報のうち、番号「13」中、冒頭から次行5文字目までの部分（以下「前段部分1」という。）については、既に公にされている公文書にほぼ同じ内容が記載されており、上記おそれは当該公文書の公開により既に生じていると認められる。

よって、前段部分1を公開しても、新たに本件改良区の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを生じさせるものではない。

したがって、当該情報のうち、前段部分1を除く部分についてのみ、本号本文に該当することとなる。

また、本号ただし書を適用すべき必要性はない。

以上により、当該情報のうち、前段部分1が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当ではないが、その余の部分についての判断は妥当である。

なお、前段部分1の条例第8条第3号該当性については、後に検証する。

### (3) 別表1中、番号「31」及び「35」について

当該情報は、いずれも実施機関が土地改良法第132条又は第133条の規定に基づき、本件改良区に対して行った検査の結果について記載されているものであるため、土地改良区に係る検査等結果情報に該当する。

もっとも、当該情報には、他の法人等との取引に関する情報は含まれていない。

また、その内容は、単に問題のない旨の記載、土地改良法第29条により備え付けが義務付けられている関係書簿の記載内容に関する記載、本件改良区の保有する財産に関する記載及び本件改良区が実施する土地改良事業の実施状況に関する記載であり、いずれも公にすることにより、本件改良区が行う土地改良事業の遂行に著しい支障を及ぼす蓋然性があるとは認められない。

したがって、当該情報は本号に該当せず、これに該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

なお、当該情報の条例第8条第3号及び第4号の該当性については、後に検証する。

## 6 条例第8条第3号の該当性について

### (1) 別表1中、番号「13」のうちの「前段部分1」について

当該情報については、上記5(2)と同様に、公開しても新たに本号に該当する「おそれ」を生じさせるものではない。

したがって、当該情報は本号に該当せず、本号に該当するとした実施機関の判断は、妥当ではない。

なお、これにより、当該情報は条例第8条第2号及び本号のいずれにも該当しないことから、当該部分を非公開とした実施機関の判断は、妥当ではない。

(2) 別表1中、番号「1」、「16」、「17」及び「29」について

ア 当該情報は、いずれも、書簿閲覧問題に関し、土地改良法に基づいて検討されていた本件公文書作成当時における実施機関の指導方針及び指導計画並びにこれらに関する協議内容が記載されているものであり、検査等手法情報に該当する。

イ 当該情報について、当審査会がインカメラ審理により見分したところ、いずれも実施機関における担当者間での率直かつ具体的な協議内容が詳細に記載されているものと確認された。

もちろん、当該情報にかかる検査等については既に終了したものと認められるが、当該情報が全て公にされることとなると、今後の同種の検査等において、その方針や計画などについて協議をし、又は共通認識を有するために資料を作成するにあたり、被検査者との信頼関係が損なわれることを危惧し、あるいは、自らの意見が被検査者や社会一般に与える影響を憂慮し、率直な意見を提示することを躊躇する事態の生じることが予想され、行政機関の内部又は相互間における率直な意見の交換を不当に損なうおそれがあるものと認められる。

ただし、番号「16」については、冒頭から次行10文字目までの部分（以下「前段部分2」という。）につき、既に公にされている公文書に同じ内容が記載されている。

このため、前段部分2を公開することにより、本号に該当する「おそれ」が生じるものとしたとしても、当該おそれは上記公文書の公開により既に生じているのであるから、新たに本号に該当する「おそれ」を生じさせるものではない。

したがって、前段部分2は本号に該当せず、当該部分が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当ではないが、その余の部分が本号に該当するとした判断は妥当である。

なお、前段部分2の条例第8条第4号該当性については、後に検証する。

(3) 別表1中、番号「31」及び「35」について

ア 上記5(3)に示すとおり、当該情報は、土地改良区に係る検査等結果情報に該当する。

この点、当該情報に係る検査等結果情報は、既に被検査者に通知するなどして伝達されているものである。

また、確かに当該情報は、当該情報に係る同法第132条又は第133条の規定に基づく検査を行った当時の実施機関内部における検討・分析段階の情報ではあるが、いずれも検査により確認された客観的事実が記載されているのみであり、公にすることにより、今後の検査において、実施機関内部における率直な意見の交換が不当に損なわれるといったおそれが生じるとは認められず、上記3(3)イ(イ)に示す特段の事情も見いだせない。

イ なお、当該情報には、一部検査等手法情報と認められる情報も記載されているため、検査等手法情報の本号該当性についても検証する。

この点、当該情報に係る同法第132条又は第133条に基づく検査は、平成16年までに実施されたものであり、本件請求のなされた時点において既に終了しているものである。

そして、当該情報中の検査等手法情報と認められる情報は、いずれも具体的な検査対象や検査方法に関する記載であり、公にしても、今後の同種の検査等において率直な意見交換が不当に損なわれるといった事態が生じるとは認められない。

よって、上記3(2)イ(1)に示す特段の事情があるとは認められない。

ウ 以上により、当該情報は本号に該当せず、本号に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

## 7 条例第8条第4号の該当性について

### (1) 別表1中、番号「12」について

ア 当該情報のうち、冒頭から29文字目までの部分(以下「前段部分3」という。)は、実施機関が土地改良法第133条の規定に基づき、平成16年に実施した検査の検査結果を記載したものであり、検査等結果情報に該当する。その余の部分(以下「後段部分」という。)は、当該検査における実施機関の検査対象範囲等を示す内容であり、検査等手法情報に該当する。

イ 前段部分3は、本件改良区に係る検査等結果情報であるから、上記3(3)ウ(1)に示すとおり、公開に起因して、検査者による正確な事実の把握を困難にする蓋然性があるとは認められず、また、その他に非公開とするべき特段の事情を見いだすこともできない。

したがって、前段部分3は本号に該当しない。

ウ 後段部分についてであるが、同法第133条の規定に基づく検査に係る検査等手法情報が周知の事実であるとは認められないし、既に公にされている情報から、社会通念上後段部分の内容を容易に推測できるとも認められない。

加えて、先にも述べたとおり、後段部分は、実施機関の検査対象範囲等を示す内容であり、公にすることにより、被検査者において、違法又は不当な行為を容易ならしめ得ないことが社会通念上明白とまではいえない。

したがって、上記3(2)ウ(ア)に示す特段の事情があるとは認められず、後段部分は本号に該当する。

エ 以上により，当該情報中，前段部分 3 が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当ではないが，後段部分が本号に該当するとした判断は妥当である。

(2) 別表 1 中，番号「16」のうちの「前段部分 2」について

当該情報は，書簿閲覧問題に関する本件公文書作成当時の実施機関の指導計画又は指導方針を記載したものであり，検査等手法情報に該当する。

しかし，本件情報については，上記 6 (2)イと同様に，公開しても新たに本号に該当する「おそれ」を生じさせるものではない。

したがって，上記 3 (2)ウ(イ)に示す特段の事情があると認められるため，本号に該当しない。

以上により，当該情報が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

なお，これにより，当該情報は，条例第 8 条第 3 号及び本号のいずれにも該当しないことから，これを非公開とした実施機関の判断は妥当ではない。

(3) 別表 1 中，番号「30」について

ア 上記 5 (3)に示すとおり，当該情報は，実施機関が，土地改良法第 133 条の規定に基づき実施した検査において，本件改良区組合員から請求された検査項目につき，実際に行った検査の方法，検査の対象範囲等が検査項目ごとに記載されており，検査等手法情報に該当する。

イ この点，同法第 133 条の規定に基づく検査について，検査等手法情報が周知の事実であるとは認められない。

しかし，当該情報が記載されている本件公文書乙中の別紙 1 には，「検査請求項目」欄が設けられており，当該欄には，本件改良区組合員から出された検査請求の内容が記載され，しかも当該記載内容は本件処分で公開されている。

当審査会がインカメラ審理により当該情報を見分したところ，当該情報における 行番号「1」中の 2 行目括弧以下の記載部分， 同「4」中の 3 行目の記載部分， 同「5」中の 1 行目冒頭から 5 文字目まで， 3 行目冒頭から 7 文字目まで及び 5 行目の記載部分， 同「8」中の全部分並びに 同「10」中の全部分を除く部分については，当該記載内容から社会通念上容易に推測できると認められた。

なお，上記 ないし は，いずれも検査対象範囲や具体的検査方法を示す情報ではあるものの，格別専門技術的な情報というものでもなく，検査においては一般的に用いられる手法という程度の情報であり， a 中の 4 行目から 5 行目までの記載部分， b 中の 3 行目の記載部分及び c 中の 5 行目の記載部分を除いては，社会通念上，公にしても，被検査者において，実施機関による正確な事実の把握を困難ならしめる程度の検査等対策を講じ，若しくは違法又は不当な行為を容易ならしめ得ないことが明白であると認められたが，上記 a ないし c について

は、明白とまでは認められなかった。

したがって、当該情報のうち、上記 a ないし c については、上記 3 (2)ウ(ア)に示す特段の事情があるとは認められず、本号に該当するが、その余の部分については、特段の事情があると認められるため、本号に該当しない。

ウ 以上により、当該情報のうち、上記 a ないし c が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当であるが、その余の部分が本号に該当するとした判断は妥当ではない。

(4) 別表 1 中、番号「31」及び「35」について

ア 上記 5 (3)に示すとおり、当該情報は、土地改良区に係る検査等結果情報に該当する。

そして、当該情報についても、番号「12」の「前段部分3」と同様、本号に該当する特段の事情を見いだすことはできない。

イ なお、当該情報には、一部検査等手法情報と認められる情報も記載されているが、当該情報が記載されている本件公文書乙に添付されている別紙 1 のうち、行番号「1」中の 1 行目 12 文字目から 22 文字目までの記載部分、同「8」中の 11 文字目以下の記載部分及び同「10」中の 1 行目冒頭から 10 文字目までの記載部分並びに別紙 2 のうち、行番号「3」中の 3 行目 5 文字目以下の記載部分及び同「6」中の 3 行目 5 文字目以下の記載部分を除いては、既に公となっている情報から社会通念上容易に推測できるものと認められる。

さらに、上記 ないし についても、いずれも検査対象範囲や具体的検査方法を示す情報ではあるものの、格別専門技術的な情報というものでもなく、検査においては一般的に用いられる手法という程度の情報であり、社会通念上、公にしても、被検査者において、実施機関による正確な事実の把握を困難ならしめる程度の監督事務対策を講じ、若しくは違法又は不当な行為を容易ならしめ得ないことが明白であると認められた。

ウ したがって、上記 3 (2)ウ(イ)に示す特段の事情があると認められるため、当該情報は本号に該当しない。

エ 以上により、当該情報が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

なお、これにより、当該情報は、条例第 8 条第 2 号、第 3 号及び本号のいずれにも該当しないことから、当該部分を非公開とした実施機関の判断は妥当ではない。

## 8 その他

(1) 異議申立人は、本件事案と同じ案件内容で、異議申立てを行った結果、行政不服審査法第47条第3項の規定に基づき、当該異議申立てを認容し、公開決定を行った経緯があり、本件処分は不当である旨主張している。

しかし、本件事案より過去において、本件事案と同じ案件内容で、実施機関に対して異議申立てのなされた事実はない。

なお、異議申立人の主張するところの「同じ案件内容」とは、平成20年3月31日付け農整第1429号による決定処分又は同日付け農整第1435号による決定処分を指すものと推察されるが、当該決定において公開された公文書は、本件公文書とは異なるものである。

(2) また、異議申立人は、実施機関が土地改良区を監督する立場でありながら、定期検査を実施していないため、当審査会で現状を確認した上で是正するよう求める旨主張している。

しかし、当審査会は、公文書公開請求に対して行った公開等決定について、条例に則してその是非を審議する機関であり、異議申立人の主張するような事柄を審議する立場にない。

## 9 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年 6月16日	諮問
7月22日	実施機関からの理由説明書を受理
8月13日	異議申立人からの意見書を受理
平成21年 1月14日	審議（第62回審査会）
2月10日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議（第63回審査会）
3月12日	実施機関からの口頭理由説明、審議（第64回審査会）
4月17日	審議（第65回審査会）
5月19日	審議（第66回審査会）

## 別表 1

## 本件公文書甲

番号	段落（見出し）	非公開とした部分	実施機関の判断
1	冒頭部分	4行目から6行目	条例第8条第3号及び4号該当
2	1 問題の経緯	個人の氏名	条例第8条第1号該当
3		4行目から5行目	条例第8条第2号該当
4		個人の氏名	条例第8条第1号該当
5		8行目括弧内	条例第8条第1号該当
6		2 改良区の主張	個人の氏名
7	3行目		条例第8条第1号及び第2号該当
8	5行目		条例第8条第2号該当
9	6行目から7行目		条例第8条第2号，第3号及び第4号該当
10	8行目		条例第8条第1号，第2号，第3号及び第4号該当
11	9行目から10行目		条例第8条第1号，第2号，第3号及び第4号該当
12	3 その他参考事項	1行目から2行目	条例第8条第4号該当
13		3行目から5行目	条例第8条第2号及び第3号該当
14		6行目	条例第8条第1号，第3号及び第4号該当

15		個人の氏名	条例第8条第1号該当
16	4 県の方針	2行目から4行目	条例第8条第3号及び第4号該当
17	5 協議事項	1行目から7行目	条例第8条第3号及び第4号該当

本件公文書乙

番号	段落（見出し）	非公開とした部分	実施機関の判断
18	平成16年7月5日記事	個人の氏名	条例第8条第1号該当
19		2行目から4行目	条例第8条第1号，第2号及び第3号該当
20	平成16年9月17日記事	個人の氏名	条例第8条第1号該当
21	平成17年12月1・6日記事	個人の氏名	条例第8条第1号該当
22	平成18年2月15日記事	個人の氏名	条例第8条第1号該当
23	平成18年3月11日記事	個人の氏名	条例第8条第1号該当
24	平成18年3月27日記事	個人の氏名	条例第8条第1号該当
25		5行目から6行目	条例第8条第1号，第2号及び第3号該当
26		8行目	条例第8条第1号及び第3号該当
27	平成18年4月10日記事	個人の氏名	条例第8条第1号該当
28	平成18年4月20日記事	個人の氏名	条例第8条第1号該当
29	平成18年5月30日記事	9行目から10行目	条例第8条第2号，第3号及び第4号該当
30	別紙1	「実際に検査を行った事	条例第8条第4号該当

		項」欄	
3 1		「結果(案)」欄	条例第8条第2号,第3号及び第4号該当
3 2	別紙2	個人の氏名	条例第8条第1号該当
3 3		「請求内容」欄のうち,「1」,「5」及び「15」の行にかかる記載部分を除いた部分	条例第8条第1号及び第2号該当
3 4		個人の氏名	条例第8条第1号該当
3 5		「前回の検査との関係」欄のうち,「2」ないし「4」及び「6」ないし「12」中,「前回検査より以前」との記載部分を除いた部分	条例第8条第2号,第3号及び第4号該当

別表2

公文書の件名	別表1に掲げる番号	公開をすべき部分
本件公文書甲	1 2	冒頭から29文字目までの記載部分
	1 3	冒頭から次行6文字目までの記載部分
	1 6	冒頭から次行11文字目までの記載部分
本件公文書乙	3 0	別紙1のうち,次の部分を除く記載部分 a 行番号「1」中の4行目から5行目までの記載部分 b 同「4」中の3行目の記載部分 c 同「5」中の5行目の記載部分
	3 1	全文
	3 5	全文